**令和８年（フ）第５９１号**
埼玉県草加市草加３丁目３番９―201号
債務者　渡邊　謙一
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第２９４号**
埼玉県行田市持田３丁目13番10―１号
債務者　高田　佳一
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和８年（フ）第４１８号**
愛知県西尾市上町寺山44番地４
債務者　近藤　眞斗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第３６号**
京都府与謝郡与謝野町字男山393番地１
債務者　三田　信子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

**令和８年（フ）第３８号**
京都府京丹後市網野町浜詰759番地
債務者　高田　和哉
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

**令和８年（フ）第７０７号**
福岡県遠賀郡水巻町二西２丁目３番53号
債務者　藤嶋　省吾
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第３８３号**
鹿児島市南林寺町26番10号　横井ビル202号
大久保正子方
債務者　野妻ゆきみ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和８年（フ）第５０５号**
札幌市北区北20条西２丁目１番37―302号
債務者　熊谷　美花
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１２８４号**
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目10番17―303号
債務者　川崎　桃佳
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１３２８号**
札幌市東区中沼６条２丁目２番６号
債務者　前田　竜太
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４０４号**
札幌市豊平区美園７条３丁目６番１号　ハイツオータニＡ―12号
債務者　西川美菜保（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４３２号**
札幌市北区篠路３条10丁目５番16号　エスパ・スペース篠路ⅡＡ202号
債務者　大羅　智美（旧姓三上、佐藤）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４６３号**
札幌市中央区宮の森２条５丁目４番19号　ハイブリッチ宮の森Ｃ号
債務者　岡　　美里
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４８２号**
札幌市厚別区厚別西３条４丁目１番14号　北13条プレインＢ101号
債務者　太田　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５０７号**
札幌市豊平区旭町５丁目１番31号　アーバンコート学園前102号
債務者　菊地　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５６２号**
札幌市北区屯田５条８丁目１番２―102号
債務者　新保華奈子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５８０号**
札幌市中央区南４条西９丁目1009番地２　ライラックガーデン602号
債務者　加川　雄嗣
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１６０９号**
札幌市白石区栄通13丁目６番13―106号
債務者　吉田　明菜
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部